

公益認定が取消される場合

公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することが求められることから、その事業運営において透明性が確保されていなければなりません。このような観点から、公益法人は、事業計画、事業報告等に関する書類の作成・提出・開示が必要になります。

立入検査への対策なんて必要ないことは、以前にご説明しました。

立入検査の結果公益認定が取り消されるのは、極めて法人運営が杜撰な場合であり、限定的にしか起こり得ないからです。今回は、認定取消の具体例を考えます。

☆ 必要的取消事由(認定法 29 条 1 項)

① 欠格事由に該当するに至ったとき

(注) 欠格事由の例

- ・ 理事、監事、評議員のうち禁固以上の刑に処せられた者がいる
- ・ 定款や事業計画書の内容が法令や法令に基づく行政機関の処分違反している
- ・ 事業を行うに当たり法令上必要な行政機関の許認可を受けることができない
- ・ 国税、地方税の滞納処分が執行されている
- ・ 暴力団員等が事業活動を支配している

② 偽りその他不正の手段により公益認定、変更認定等を受けたとき

③ 正当な理由なく、行政庁の命令に従わないとき

④ 法人から公益認定取消の申請があったとき

☆ 任意的取消事由(認定法 29 条 2 項)

① 認定基準(第 5 条第 1 号から第 18 号)のいずれかに適合しなくなったとき

② 認定法第 14 条から第 26 条の規定を遵守していないとき

(注) 遵守すべき規定の例

- ・ 収支相償
- ・ 公益目的事業比率
- ・ 遊休財産規制
- ・ 寄付の募集に関する禁止行為
- ・ 公益目的事業財産の使用、処分
- ・ 収益事業等の区分経理
- ・ 役員報酬等の支給
- ・ 財産目録等の備置き、閲覧
- ・ 事業計画書、事業報告書等の提出

③前記のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき

なお、任意的取消事由に該当する場合には、ただちに認定取消ということではなく、基本的には法人に対する是正が求められます。

取消の効果として、一般法人へ移行し、公益目的取得財産残額を他の公益法人等に贈与しなければなりません。